

通話録音装置配置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯のほか、日中高齢者のみとなる世帯等に対し、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与し、警告メッセージにより高齢者の消費者被害を未然に防止すること、また、本人の了解のもと録音データの活用等により、悪質事業者による高齢消費者被害の低減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する概ね65歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとりぐらし高齢者
- (2) 高齢者世帯に属する者（いずれか一名）
- (3) 日中において、前1号及び2号に該当する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(利用の申請及び決定)

第3条 本装置を利用しようとする者は、通話録音装置利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、第2条に該当するか否かの判断を行い、通話録音装置利用承認通知書（様式第2号）又は通話録音装置利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(機器の貸与)

第4条 市長は、利用者に対し、次の装置を貸与する。

- (1) 通話録音装置本体
- (2) 電話機接続用モジュラーケーブル

2 貸与の期間は、利用者より利用の取消しの申し出があった場合を除き、第2条に掲げる状態が存続する間とする。

(装置の管理)

第5条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、貸与された装置を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(録音データの取扱い)

第6条 利用上本装置に保存された録音データの所有権は、利用者に帰属する。

但し、市が必要と認める場合には、利用者の同意のうえ録音データの提供に協力するものとする。

(禁止事項)

第7条 本装置の緊急通報システム機能の利用に際し、緊急通報先については、相手先の了解を得て登録するものとする。

(届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したとき、又は利用の取消しを申し出るときは、速やかに通話録音装置変更（利用取消）届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所及び電話番号に変更があったとき。
- (2) 第2条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(利用の取消及び装置の返還)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、通話録音装置利用取消通知書（様式第5号）により、利用承認の取消しを通知し、貸与した装置を返還させるものとする。

- (1) 第2条各号に定める対象者に該当しないと認められるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(費用負担)

第10条 利用者は、通話録音装置の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 装置の修繕料（利用者の故意又は、重大な過失によるものに限る）
- (2) 装置利用にかかる電気料

(免責)

第11条 市は、貸与した装置によって発生した損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。